

案答申第200号

平成17年9月30日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年6月18日付け健指第483号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成16年6月8日付けで異議申立人から提起された、平成16年6月7日付け健指第409号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年6月7日付け健指第409号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書の理由を要約すると次のとおりである。

(1) 健康福祉指導課の職員との電話で、以下のとおり聞いた。

ア 職員は、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「鋸南町社協」という。）の社会福祉法の違反として、以下のとおり発言した。

(ア) 平成14年10月24日に就任した役員（理事・監事）全員が同法第45条に規定する民法第56条準用規定に違反しており、役員として認められない。

(イ) 一般会計の介護保険収入は収益事業であり、社会福祉事業より社会福祉事業以外の事業が多くを占めているから認可取消の対象である。

(ウ) 上記（ア）、（イ）は、毎年度の鋸南町社協からの現況報告書からわかる。

イ 当面予定が一杯なので、鋸南町社協に対して社会福祉法にある指導監督する権限を行使するつもりはない。

(2) 現況報告書や予定表が対象となる行政文書であるから、不存在を理由とする不開示決定は、情報隠しである。

(3) 介護保険法の居宅介護支援事業については、事務所設置に関して鋸南町社協が虚偽申請をして収益を得ている。

(4) 健康福祉指導課は本年度新設されているが、それ以前に担当していた課より、鋸南町や鋸南町社協の介護保険法違反や社会福祉法違反を引き継いでいないはずはなく、故意の情報隠しである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 不開示の理由について

異議申立人が健康福祉指導課分として開示請求した、千葉県が鋸南町や鋸南町社協の介護保険法違反や社会福祉法の違反を承知していることわかる書類並びに実施機関がこの違反をいつまで放置しておくのかわかる書類は、保有していない。

以上の理由から本件決定を行ったものである。

## 2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人と健康福祉指導課の職員との間で、電話での会話があったことは否定しないが、職員は、鋸南町社協の社会福祉法の違反を承知しているかのような発言はしていない。

(2) なお、異議申立人は、異議申立ての理由として、鋸南町社協の社会福祉法第45条違反や認可取消等を主張するようなので、次のとおり理由を説明する。

ア 社会福祉法第45条違反については、法に違反しているとする書類はない。

イ 認可取消については、鋸南町社協が鋸南町から受託経営しているデイサービス事業のことを指すと認められるが、デイサービス事業の受託経営は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号連名通知）の「社会福祉法人審査要領」により社会福祉事業になる。

ウ 現況報告書及び行事予定表は、異議申立人の主張を裏付ける書類ではない。なお、行事予定表は、主として行事等の名称、場所、関係職員等を記したものである。

(3) 鋸南町社協の介護保険法の違反はなく、異議申立人の主張は理由がない。

(4) 健康福祉指導課が以前の担当課より引継いだ書類の中に、異議申立人が主張する鋸南町や鋸南町社協に関する介護保険法違反や社会福祉法違反の書類はなく、故意の情報隠しをした事実はない。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し「1 千葉県が鋸南町や鋸南町社協の介護保険法違反や社会福祉法の違反を承知していることわかる書類（健康福祉指導課分）」及び「2 千葉県が上記1の違反をいつまで放置しておくのかわかる書類（健康福祉指導課分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、本件決定を行った。

### 2 本件請求に係る対象文書の不存在について

異議申立人は、健康福祉指導課が鋸南町や鋸南町社協の介護保険法違反や社会福祉法の違反（以下「本件違反」という。）を承知していることを前提に、本件

請求を行ったものと認められるが、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書は保有していないと主張するので、以下検討する。

(1) 実施機関は、社会福祉法人の所管庁として、社会福祉法第56条第1項により、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査する等の一般的監督権を有しており、当該事務は健康福祉指導課が所掌している。

健康福祉指導課が当該事務を行う中で、本件違反を承知していたことを認めるに足る証拠は、審査の過程において確認することができなかった。

したがって、本件請求に係る文書を保有していない、という実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) なお、異議申立人は、健康福祉指導課の職員から鋸南町社協が社会福祉法に違反している事項があると聞いたと主張しているが、実施機関は、鋸南町社協の違法を承知しているかのような発言はしていないと説明しており、異議申立人が主張する事実については確認することができなかった。よって、この主張は上記(1)の判断に影響を与えるものではない。

(3) また、異議申立人は、異議申立書の中で現況報告書及び予定表が対象となる行政文書であると主張していることから、当該文書を確認した。現況報告書は、社会福祉法第59条の規定により作成され、同法施行規則第9条の規定により、前年度の事業概要及び主要な財産の所有状況を内容とするものであり、予定表は、課内行事等の名称、場所及び関係職員等の予定を記すものであるが、本件違反を示す内容が具体的に記載されているものではなく、異議申立人の請求の趣旨を満たす文書とは認められなかった。

なお、請求の当初から「現況報告書」及び「予定表」を表記して請求していれば、円滑かつ的確な決定行為が行われたものと思われる。

### 3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張は、上記判断に直接関係するものでないことから、当審査会は判断しない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

### 第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 6. 21	諮問書の受理
16. 7. 28	実施機関の理由説明書の受理
16. 8. 24	異議申立人の意見書の受理
17. 6. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
17. 7. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年7月28日現在)